

令和7年4月1日より

自動車 保管場所の

制度が変わります！



Q 制度のどこが変わるの？

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」が改正され、**保管場所標章**が**廃止**となります。



Q 手続きが要らなくなるの？

保管場所証明申請や保管場所の届出が**不要になるわけではありません。**
対象地域の方はこれまでどおり手続きが必要です。

※ 法令により義務を怠った場合、罰則が科せられるおそれがありますのでご注意ください。



申請書類については最寄りの警察署までご相談ください。

青森県警察本部

☎ 017-723-4211

青森県行政書士会

☎ 017-742-1128